

◎岩手県退隠料等条例等の一部を改正する条例（条例第52号）

1 次に掲げる条例の規定の適用について、平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により行方不明となった職員等の生死が3月間分からない場合又は当該職員等の死亡が3月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、当該職員等は、平成23年3月11日に死亡したものと推定することとした。

- (1) 岩手県退隠料等条例（第1条関係）
- (2) 職員の退職手当に関する条例（第2条関係）
- (3) 一般職の職員の給与に関する条例（第3条関係）
- (4) 市町村立学校職員の給与等に関する条例（第4条関係）
- (5) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（第5条関係）
- (6) 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（第6条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第53号）

1 市町村立学校における職員定数を増加することとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例（条例第54号）

1 復興局を設置するとともに、その分掌事務を定めることとした。（第1条、第2条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎いわての学び希望基金条例（条例第55号）

1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により著しい被害を受けた幼児、児童、生徒、学生等の修学の支援、教育の充実等のための事業に要する経費の財源に充てるため、いわての学び希望基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）

2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）

3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）

4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）

5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）

6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）

7 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 掛金等の免除の要件に、災害その他やむを得ない事情により掛金等を納付することが困難である場合を加えるとともに、その免除の額の割合について定めることとした。（第6条の2関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、1は、平成23年3月分以後の掛金等について適用することとした。（附則関係）

◎高等学校等生徒修学支援基金条例の一部を改正する条例（条例第57号）

1 高等学校等生徒修学支援基金の設置の目的に平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による被害を受け、経済的理由により就学が困難となった幼児、児童及び生徒に対する教育の機会の確保を加えるとともに、題名を「高等学校生徒等修学等支援基金条例」に改めることとした。（題名、第1条関係）

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することにした。(附則関係)